



千葉労働局発表  
平成22年8月27日

千葉労働局雇用均等室

雇用均等室長 松原 亜矢子  
室長補佐 荒井 直子  
地方短時間労働指導官 喜多 和子  
電話 043-221-2307  
FAX 043-221-2308

## パートタイム労働者等を対象に 「個別相談会」を実施します

引き続き厳しい雇用情勢を背景に、短時間労働者の雇用管理の悪化が懸念され、短時間労働者の相談に対する潜在的なニーズは高まっていると考えられる。

このため、千葉労働局（局長 永山寛幸）雇用均等室では、9月から来年3月にかけて、パートタイム労働者やパートでの就労を希望している方等を対象とする個別相談会を実施する。

来局による相談のほか、電話相談も可（セミナー会場を除く）。費用は無料。  
実施日、会場等は以下のとおり。

### 1 ハローワークが実施するセミナー等における個別相談会

マザーズハローワークちば（マザーズセミナー）

**9月17日（金） 9：30～12：00**

千葉市中央区新町3-13 千葉TNビル1F  
電話：043-238-8100

- \* セミナー終了後も12時まで相談可能。
- \* 相談会はセミナー参加者でなくても利用可。
- \* 12月にも実施予定。

ハローワークちば（福祉のしごとセミナー） \*セミナー終了後に実施

**9月28日（火） 11：30～12：00**

千葉市美浜区幸町1-1-3 ハローワークちば2F  
電話：043-242-1181（部門コード 41#）

ハローワークちば（福祉人材就職面接会） \*会場：ホテルポートプラザちば

**11月9日（火） 13：00～16：00**

### 2 千葉労働局企画室 総合労働相談コーナーにおける個別相談会

**9月9日（木）**

**11月11日（木）**

**1月13日（木）**

**3月10日（木）**

**10：00～16：00**

（ただし、12時～13時を除く）

千葉市中央区中央4-11-1 千葉第2地方合同庁舎2F  
電話：043-221-2303

- \* 電話相談も可。

（参考資料） パートタイム労働個別相談会チラシ

<パートで働いている方、パートで働きたい方>

# パートタイム労働個別相談会

千葉労働局雇用均等室では、**パートタイム労働者の方や、パートでの就労をご希望の方を対象として**個別に相談をお受けします。

パートタイム労働に関する疑問点や、パートタイム労働法の内容についてもわかりやすくご説明いたします。是非ご利用ください。

正社員は昇給するのに、パートは何年働いても同じ賃金・・・

社員食堂が正社員しか使えない・・・

パートから正社員になれないの？

パートタイム労働法ってどんな法律？

このような疑問や相談にお答えします。

\* ご予約の必要はありませんが、相談状況によってはお待ちいただくことがあります（無料）。

下記の日程で実施します。

## 1 マザーズハローワークちば（マザーズセミナー）

千葉市中央区新町 3-13 千葉 TN ビル 1F（Tel 043-238-8100）

**9月17日（金） 9時30分～12時00分**

\* パート相談会は、セミナー参加者でなくでもご利用いただけます。

\* 12月にも実施予定。

## 2 ハローワークちば（福祉のしごとセミナー）\*セミナー終了後に実施

千葉市美浜区幸町 1-1-3（Tel 043-242-1181 部門コード 41#）

**9月28日（火） 11時30分～12時00分**

## 3 ハローワークちば（福祉人材就職面接会）\*会場：ホテルポートプラザちば

**11月 9日（火） 13時00分～16時00分**

## 4 千葉労働局企画室（総合労働相談コーナー、電話相談も可）

千葉市中央区中央 4-11-1 千葉第2地方合同庁舎 2F

（Tel 043-221-2303）

**9月 9日（木）**

**11月11日（木）**

**1月13日（木）**

**3月10日（木）**

**10時00分～16時00分**

（ただし、12時～13時を除く）

**対象者：パートで働いている方、パートで働きたい方**

（パートタイム労働者のご家族や事業主の方の相談も受け付けます。）

**相談の種類：パートタイム労働法等に関する各種相談**

- ・労働条件の明示
- ・パートと正社員との待遇のバランス
- ・正社員への転換
- ・その他

お問い合わせ先は・・・**千葉労働局雇用均等室**（Tel 043-221-2307）

## パートタイム労働法に沿ってあなたの状況を確認してみましょう

パートタイム労働法の対象となる「パートタイム労働者」とは？

**「1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間に比べて短い労働者」です。**

(「パートタイマー」「アルバイト」「嘱託」「契約社員」等の名称の如何にかかわらず、上記に当てはまれば「パートタイム労働者」として、パートタイム労働法の対象となります。)

### 労働条件に関する文書の交付等(第6条)

あなたは、雇い入れの際、事業主から「昇給の有無」、「退職手当の有無」、「賞与の有無」等の労働条件を、文書で明らかにしてもらっていますか？

### 差別的取扱いの禁止(第8条)

正社員と同じ働きをしているパートタイム労働者(注)の方は、正社員と差別のない待遇を受けていますか？

(注)正社員と同じ働きをしているパートタイム労働者とは？

職務内容(業務の内容と責任)、人材活用の仕組みや運用などが正社員と同一であって、無期又は無期と同視できる労働契約を締結しているパートタイム労働者をいいます。

### 賃金の決定方法(第9条)

パートタイム労働者の賃金は、正社員とのバランスを考慮しつつ、職務内容や成果、意欲、能力、経験等の要素を勘案する等により決定することとされています。あなたの賃金はどのように決定されていますか？

### 教育訓練(第10条)

正社員と職務内容が同じパートタイム労働者の方は、職務の遂行に必要な能力を得るために正社員に実施されている研修などを、受けられるようになっていますか？

### 福利厚生施設(第11条)

正社員が利用できる福利厚生施設(給食施設、休憩室、更衣室)について、パートタイム労働者も利用できるよう配慮されていますか？

### 通常の労働者への転換(第12条)

事業主は、パートタイム労働者が正社員に転換できるチャンス(正社員募集への応募、正社員登用試験の受験など)を設けることとされています。あなたは、正社員に転換できるチャンスについて、具体的な内容を知らされていますか？

### 待遇の決定に当たって考慮した事項の説明(第13条)

雇い入れられた後、あなた(パートタイム労働者)の待遇を決定するに当たって考慮された事項について、会社(人事担当者など)に説明を求めることができます。

詳しくは下記の厚生労働省又は千葉労働局雇用均等室のHPをご覧ください。

厚生労働省 HP よくある質問はこちら <http://www.mhlw.go.jp/topics/2007/06/tp0605-1j.html>  
条文はこちら <http://www.mhlw.go.jp/topics/2007/06/tp0605-1l.html#01>

千葉労働局 HP <http://www.chiba-roudoukyoku.jp/kintou/kintou6/index.html>